

投資委員会事務局告示 仏暦2543年（2000年） P-8号
投資支援方策の件

投資委員会が、タイ国の産業のより高度の可能性をもたらすために、投資奨励支援方策を
発布したのに従い、仏暦2520年（1977年）投資奨励法、13条および16条により、投資委
員会の権限委譲を受け、事務局は、一層の投資支援方策の規定を以下のように告示する。

1. 投資委員会事務局告示、仏暦2540年10月27日付け、
2540年P-10号、現在状況 下における投資支援方策の件を廃止する。
 2. 被奨励者の支援に関して、輸出のための生産を増加させるものとし、以下の権利恩典
を付与する。
 - 2.1 輸出段階（比率）の条件を規定せず、輸出のための原材料、あるいは必要資材の輸
入関税を免除する。
 - 2.2 輸出のための原材料、あるいは必要資材の輸入関税免除の権利恩典を使い切ってし
まった被奨励者に、該当の権利恩典の使用期限の延長を、さらに付与するものとす
る。
 3. 能力一杯、機械を使用している被奨励者を支援するために、以下のような許可をする
。
 - 3.1 機械の稼働時間を延長することにより、奨励証書の中で定めている生産力を増大さ
せる。
 - 3.2 機械の実際の実生産力により、奨励証書の中で定めている生産力を増大させる。
- これらについて、事務局が検査をした結果により許可するであろう。奨励申請を提出した日
から有効とし、法人所得税に関しては、増加条件の申請を提出した日から有効とする。
4. 仏暦2543年（2000年）、8月1日付けで、有効となった投資委員会布告、仏暦
2543年 1号の前に、奨励を受けた者（被奨励者）を援助するために、資本構成を増大
するこ とができるものとし、合併原則を緩和する。ゾーン1あるいはゾーン2で、す
でに稼 働中の奨励プロジェクトに、外国資本の大部分あるいは全部を所有させること
ができ る。これらに関しては、タイ側の合併相手の同意、あるいは、株主総会の特別
の決議 を受け、必要性および適合性により、ケースごとに許可について検討する。
 5. この告示により、判断つかないケースは、投資委員長官を裁定者とする。

告示日 仏暦2543年（2000年）9月28日
スタポーン・カウイターノン

投資委員長官